

## 地域防災力の向上に資する「コミュニティ防災教育推進事業」モデル地区 公募要領

### 1. 令和7年度 コミュニティ防災教育推進事業

#### (1) 目的

防災庁設置準備アドバイザー会議報告書（※）等では、「令和6年能登半島地震」等の教訓を踏まえて、また、今後発災が予測される南海トラフ地震や首都直下地震に備えて、事前防災の強化の必要性が指摘されており、防災教育を通じたコミュニティでの「自助」・「共助」において防災力の強化が喫緊の課題となっている。

※防災庁設置準備アドバイザー会議報告書

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou\\_preparation/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/index.html)

防災教育においては、まずは自らの生命を守ることができるようになることが重要な目的であるが、社会には避難時に支援を必要とする高齢者、障害者、年少者、外国人など様々な者もいることから、余力があるときには、地域コミュニティの中で助け合い、皆で生命を守っていくことができるようにすることも大切な目的であり、地域の多世代が一体となり、互いに助け合う心を持ち、「共助」の力を高めていくことが必要不可欠である。また、発災時の被害を最小限とするため、学校等と連携して、コミュニティの防災教育活動の推進を図ることで、住民等が防災学習に取り組みやすくなり、それにより、住民等が防災を自分事として認識し、自発的に防災活動に取り組むことにつながり、住民の防災意識の向上や地域防災力の向上を図ることができる。

これらのことを踏まえ、地域住民等の防災意識を高め、自発的な防災活動への取組と防災能力の向上に資するとともに、幼少期のこどもから大人までの事前防災能力の向上及び地域を担う意識の醸成等を図るため、地域住民・団体等と教育機関等（大学等を含む学校、保育所や認定こども園、幼稚園、公民館、コミュニティセンターなど）、地元企業等が連携して地域全体（コミュニティ）による防災教育活動を推進し、優良事例の形成、横展開のための事業を実施する。

#### (2) 内容

コミュニティ防災教育の推進に、地方自治体等と連携・協力して取り組むモデル地区（協議会等）（※1）（以下「協議会等」という。）を対象として、公募、選定を行う。

選定された協議会等は、地方自治体等と連携・協力して、コミュニティ防災教育の推進に資する実践活動（※2）を1つ以上実施することとする。その際は地域（コミュニティ）の実情を十分に把握し、目標設定、関係者間における取組の役割分担・着実な実施、実施成果の把握と評価、改善点の抽出と対応策等を意識して実施するものとする。

※1 モデル地区の連携体（協議会等）

学校等、保育所・認定こども園、幼稚園、公民館、コミュニティセンター、地元企業等による連携体で、協議会、実行委員会等の組織体を想定しているが、個別の団体が単独で応募することを妨げない。

※2 コミュニティ防災教育の推進に資する実践活動

既存の取組等に係る応募も可とするが、本事業の趣旨に則った実践活動として提案すること。

### (3) 対象経費

1 協議会等当たり、300～700 万円の範囲を目途として、実践活動経費を支援する。

※応募内容や審査結果を踏まえ、金額や採択団体数は調整するが、概ね 20～30 件の採択を想定している。また、実践活動経費の支援は、本事業採択後に実施した実践活動に係るものとする。

＜支援の対象となる経費（主なもの）＞

- ・ 協議会等が地方自治体等と連携・協力して防災学習会や防災訓練を行う場合などの、会場の借り上げ費、有識者への旅費及び謝金、動画撮影や速記などの経費。
- ・ コミュニティ防災教育を実施するための計画（プログラムやカリキュラム等）作成などの、有識者への報酬。
- ・ コミュニティ防災教育に関する先進事例の収集や被災地等を訪問し災害教訓等を学ぶための経費。

※地方自治体などから、金銭等の支払いを受けて行う事業については対象外とする。

※備品購入費（例：PC 購入費、発電機購入費など）については、単年度事業であることから、原則としてリース、レンタル等賃借とする。

## 2. 応募手続

### (1) 応募要件

応募にあたっては次の要件をいずれも満たすこと。要件を満たさない者が応募した場合には、応募者の許可なく、応募又は採択を取り消す場合がある。

- ・ 応募者は、原則として、上記 1（2）に記載する協議会等とするが、一般社団法人、株式会社、合同会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等の個別団体が応募することを妨げない。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団ではないこと。
- ・ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属していないこと。
- ・ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行うおそれがある者ではないこと。
- ・ 協議会等に所属する全ての団体の基本情報を開示することが可能であること。
- ・ 適切な会計処理及び管理ができる人材が確保できていること。
- ・ 協議会等が、その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- ・ 本公募に応募することについて協議会等としての合意・決定が行われていること。
- ・ 協議会等の目的や活動が、特定の政治・宗教を広げることが目的としていないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と関わりがないこと。

### (2) 応募方法

応募にあたっては、「3. 提案の実施」のとおり、提案書（応募申請書）を作成し、期日までに指定のメールアドレスへ提出すること。

### 3. 提案の実施

#### (1) 提案書の作成

応募を行う協議会等（以下「応募者」という）は、コミュニティ防災教育を推進することを目的として、地方自治体等と連携・協力し、先進的な取組を計画した上で、別添の様式「コミュニティ防災教育推進事業」提案書（応募申請書）により、内閣府に計画を提示すること。

なお、一部の項目については、所定の事項を任意の様式で表現することも可能とする。

＜コミュニティ防災教育の推進に資する取組の例＞

- ・ 地域住民等が地区防災計画を作成したり、当該計画を実施する際、住民が学校や行政等の関係機関と連携し、地域の大人や子どもが自らの命を守り、主体的に防災活動に参加する行動変容を促す防災学習会や避難訓練、避難所運営訓練等を実施
- ・ 地域主催の防災ボランティア活動に子どもや地域住民が参加し、災害ボランティア活動に関する基礎的な知識や経験を習得
- ・ 保育所や認定子ども園、幼稚園等との連携による、地域における未就学児を対象とした防災教育を実践
- ・ 防災教育コーディネーター（地域と学校等の間に入り、継続的に両者の活動を支援する人材）の育成に資する取組（研修会の実施、コーディネーター活動手引書の作成等）
- ・ 過去の災害教訓継承・伝承活動、地域の地理的・地形的災害リスクの特徴に応じた地元に根ざした活動、国や地方自治体等が整備した各地域の防災関連施設・構造物や防災関連コンテンツを活用した活動など、実践的な防災意識の向上を図る防災教育を実践

#### (2) 作成上の留意点

提案書（応募申請書）は、次の点に留意し作成すること。

- ・ 提案書は原則として、編集可能な word 形式で作成し、概ね 10 メガバイト以下のデータ容量とすること。（10 メガバイトを超える容量の場合は、個別に相談すること。）
- ・ 電子データのファイル名は、「（協議会等名）コミュニティ防災教育推進事業」とすること。
- ・ 各項目について、ポイントがわかるよう、わかりやすく記入すること。
- ・ 選定に際して内閣府から別途補足資料等の提出を求める場合があるので留意すること。
- ・ 提案書は、応募期限を経過した後は、提出した協議会等の申出による差し替えや訂正は一切認められない。
- ・ 記入に際し、疑問点が生じた場合は、適宜内閣府に問い合わせること。
- ・ 提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず応募者の負担とする。

#### (3) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出すること。

- ・ 提案書（応募申請書）
- ・ 応募者の概要がわかるパンフレットや資料等（既存の資料で可）
- ・ その他、提案書を補足する資料（事業内容を示した書類・図など）

#### (4) 提案書の提出

提案書（応募申請書）は、「(5) 提出先」のアドレス宛にメールで送信すること。

- ・ 送信するメールの件名は、「【応募】コミュニティ防災教育推進事業提案書」とすること。

- ・ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。なお、受信確認の返信メールが提出後 1 営業日以上たっても届かない場合、電話にて確認すること。
- ・ メール未達の場合でも、内閣府は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 提出された提案書等については返却しない。

#### (5) 提出先

【メール】 [bousail8@cao.go.jp](mailto:bousail8@cao.go.jp)

【事務局】内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当）付

細野、高智穂、大場、平川 宛て

#### (6) 提出期限

令和 7 年 9 月 8 日（月）17:00 内閣府受領分まで

※期限に遅れた提案書の提出は認めないので、留意すること。

### 4. 選定

応募書類から取組方針を確認し、工夫した取組や特色ある取組になることが期待できるものなど、全国に広めることにより、コミュニティ防災教育を推進する効果があると考えられる提案を選定する。

選定は、内閣府が関係省庁の協力を得て行うこととし、応募状況も踏まえ、応募者に関する評価・事業内容に関する評価・費用効果等を総合的に考慮した上で、決定する。

選定終了後、10 営業日以内に全ての応募者に選定結果を通知する。

### 5. スケジュール

|                               |                |
|-------------------------------|----------------|
| 令和 7 年 8 月 8 日（金）             | 公募開始           |
| 令和 7 年 9 月 8 日（月）             | 公募締切（提案書の提出期限） |
| 令和 7 年 9 月 9 日（火）～9 月 16 日（火） | 審査・選定          |
| 令和 7 年 9 月 17 日（水）～           | 結果通知・事業実施      |

### 6. 事業の実施

- （1）事業の実施に要する経費は、協議会等において支払を行う。なお、応募の際、協議会等は、提案書により、所要経費の積算を提出するが、協議会等から支払を行う金額は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、内閣府が予算の範囲内で決定し、通知する。
- （2）事業の実施に要する経費は、上記（1）により通知された金額を上限として、内閣府が指定する民間事業者等より支給する。
- （3）ここに定めるもののほか、本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- （4）検討会、研修会、打合せ等を行った場合には、速記や文字おこし等の経費を計上して差し支えない。
- （5）事業実施中には、内閣府又は内閣府が指定する民間事業者等に事業の実施状況等の中間報告を行うこと。
- （6）事業終了後、得られた成果や今後の課題と対応策等の考察を含めた成果報告書を内閣府又は内閣府が指定する民間事業者等へ提出すること。成果報告書の作成に当たっては、第三者の個人

情報を記載しないこと。なお、成果物である成果報告書は、他地域の取組の参考とするため、内閣府ホームページで公表する場合がある。

- (7) (6) の成果報告書の提出のほか、必要に応じて、内閣府又は内閣府が指定する民間事業者等は、事業を実施する協議会等に対し、事業の実施状況についてヒアリング等を実施する場合がある。
- (8) 選定した事業内容は、内閣府と提案した協議会等の間で協議の上、変更することがある。

## 7. 問合せ先

上記「3 (5)」と同様